

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1. 基本指針の改正に伴う環境整備について

（1）環境整備の理由及び方向性

令和7年9月16日、乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、こども計画に必須事項が記載されていることが必要となった。

「延岡市こども計画」においては、下記のとおり反映していることから、変更なしとしたい。

（2）記載事項

（必須事項①）

乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。

（延岡市こども計画への反映）

P139 第5章－3「量の見込みと確保方策」－（2）⑱「【新規】乳児等通園支援事業」

⑱【新規】乳児等通園支援事業						
【事業概要】 保育所などに通っていない0歳6カ月～満3歳未満のこどもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、遊びや生活の場を提供する事業です。						
区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
量の見込み【必要定員数】		21	19	20	19	18
	（0歳児）	7	7	7	7	7
	（1歳児）	6	7	6	6	5
	（2歳児）	8	5	7	6	6
確保方策【必要定員数】		3	3	3	9	9
	（0歳児）	1	1	1	3	3
	（1歳児）	1	1	1	3	3
	（2歳児）	1	1	1	3	3

（必須事項②）

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

（延岡市こども計画への反映）

P90-91 第4章－基本目標4「子育て・教育のあふれる「笑顔づくり」」－（1）「質の高い幼児教育・保育サービスの提供」

【記載事項】

・職員の配置基準の見直しや乳児等通園支援事業などの国の新たな制度導入を見据えた特定教育・保育施設の体制整備を促進します。

・保育所・認定こども園は、幼児教育・保育のサービスを受けていないこどもを受入れる「乳児等通園支援事業」の提供体制を整備・推進します。

2. 乳児等通園支援事業の「認可」及び「確認」について

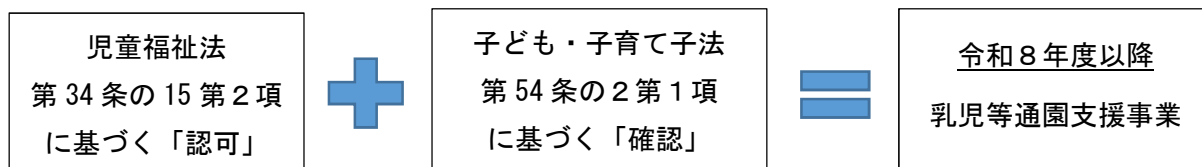
(1) 趣旨

令和8年4月以降、公立施設以外の社会福祉法人等が乳児等通園支援事業を実施する場合、児童福祉法に基づく「市の認可」と、子ども・子育て支援法に基づく「市の確認」の両方が必要となり、公立施設の場合は、子ども・子育て支援法に基づく「市の確認」のみ必要となる。

今回、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第54条の2第3項に基づき、子ども・子育て会議において意見聴取が必要となり、別紙1の令和8年度実施予定施設について確認をお願いするもの。

(2) 参考

〈市内事業者の認可・確認〉



〈児童福祉法第34条の15第2項〉

国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

〈子ども・子育て支援法第54条の2第1項〉

乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

〈児童福祉法第34条の15第4項〉

市町村長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

〈子ども・子育て支援法第54条の2第3項〉

市町村長は、乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。